

江東区児童相談所基本計画 (素案)

令和6年10月



目次

I	基本計画策定の目的・概要	1
1	基本計画策定の目的	1
2	これまでの検討の経緯	1
3	上位計画との関係	2
4	児童福祉関連法令の変遷	3
II	児童福祉関連行政の現状と課題	4
1	江東区こども家庭センター・子ども家庭支援センターの概要	4
2	江東区こども家庭センター・子ども家庭支援センターの課題	5
3	東京都児童相談所の概要	5
4	東京都児童相談所の課題	6
5	東京都児童相談所と区こども家庭センター・子ども家庭支援センターが関係する課題	6
6	児童相談所設置の展望・メリット	7
III	児童相談所開設の基本的な考え方	8
1	基本方針	9
2	関係機関との連携	12
3	東京都児童相談所との連携	12
4	児童相談所が行う業務	12
IV	児童相談所の体制	15
1	江東区児童相談対応件数の現状	15
2	児童相談所 相談体制／職員数	16
3	一時保護所 定員	19
4	一時保護所 職員数	20
5	職員の確保と育成計画	21
6	児童相談所を設置する市が処理する業務	23

V	施設整備の方針	25
1	開設年度（予定）	25
2	整備予定地	25
3	施設整備の方針	27
4	機能／部門ごとの概要・考え方	29
5	必要諸室	35
6	規模算定	43
7	法令条件	44
8	敷地の利用条件	46
9	必要経費（施設整備費・経常経費）	47
VI	施設整備スケジュール	49
1	開設までのスケジュール	49

I 基本計画策定の目的・概要

1 基本計画策定の目的

- ・江東区では、平成 28 年改正児童福祉法の趣旨に基づき、児童相談体制の一層の充実を図り、こどもの最善の利益を確保すべく、区立児童相談所の整備に向けた検討を進めています。
- ・令和 5 年 10 月に策定した「江東区児童相談所基本構想」では、区の目指す児童相談体制を明確にするとともに、新たに整備する区立児童相談所の基本方針や考え方などを整理し示しました。
- ・基本計画では、次のステップである施設整備に進むにあたり、基本構想を踏まえて具体化を進めた整備方針に加え、建物配置や動線、ゾーニング計画などを整理し、事業費や事業スケジュールについて示すことを目的としています。

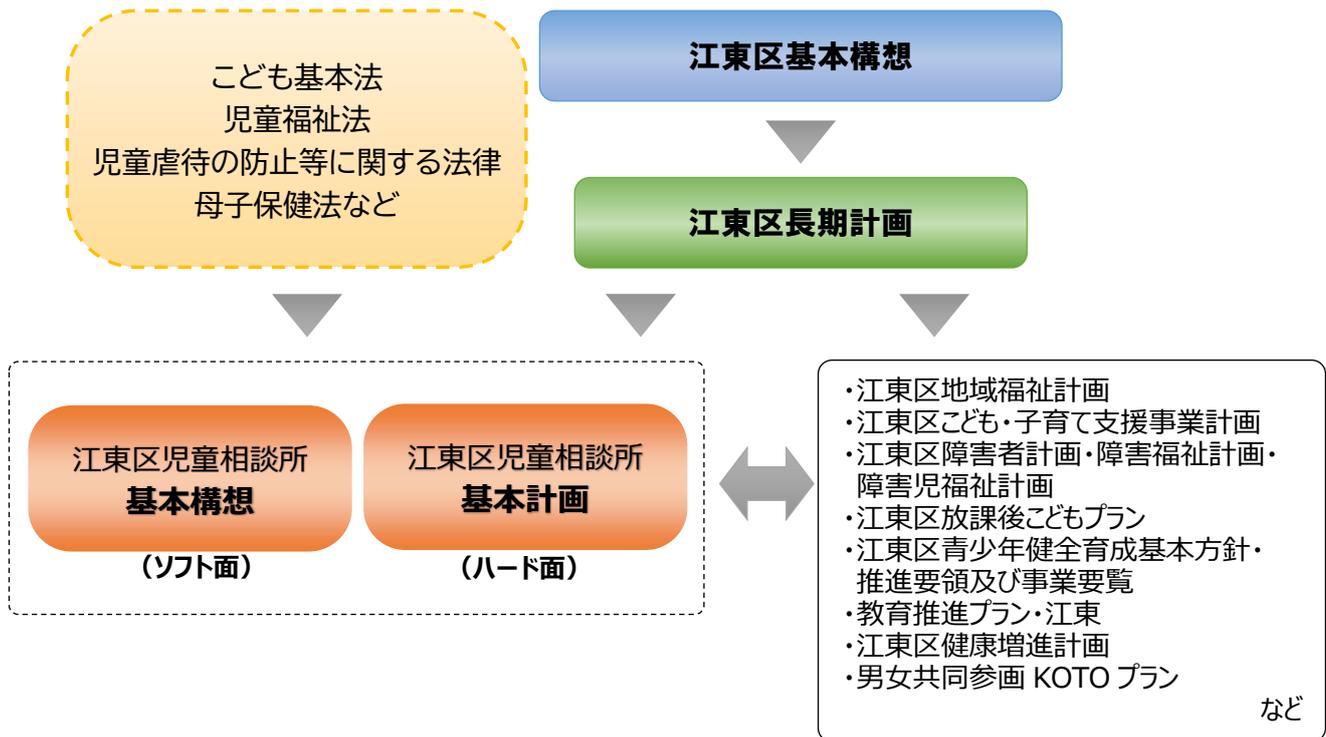


2 これまでの検討の経緯

年月日	会議	内容
令和 5 年 4 月 25 日	江東区児童相談所移管推進会議(令和 5 年度第1回)	基本計画検討項目・スケジュールの検討
令和 5 年 7 月 10 日	有識者検討会議(令和5年度第1回)	基本計画骨子案の提示
令和 5 年 12 月 26 日	有識者検討会議(令和5年度第2回)	施設整備方針の方向性、必要諸室の検討
令和 6 年 1 月 29 日	江東区児童相談所移管推進会議(令和5年度第2回)	施設整備方針の方向性、必要諸室の検討
令和 6 年 3 月 14 日	有識者検討会議(令和5年度第3回)	「素案」原案報告
令和 6 年 5 月 23 日	江東区児童相談所移管推進会議(令和6年度第1回)	「素案」原案報告
令和 6 年 6 月 13 日	有識者検討会議(令和6年度第1回)	「素案」修正点等の報告
令和 6 年 8 月 6 日	有識者検討会議(令和6年度第2回)	「素案」修正点等の報告
令和 6 年 8 月 23 日	江東区児童相談所移管推進会議(令和6年度第2回)	「素案」の報告

3 上位計画との関係

基本計画は、基本構想とともに、児童福祉に関する各法令や政策を踏まえつつ、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」と整合を図るとともに、区の関連する各行政計画と連携を図ります。



4 児童福祉関連法令の変遷

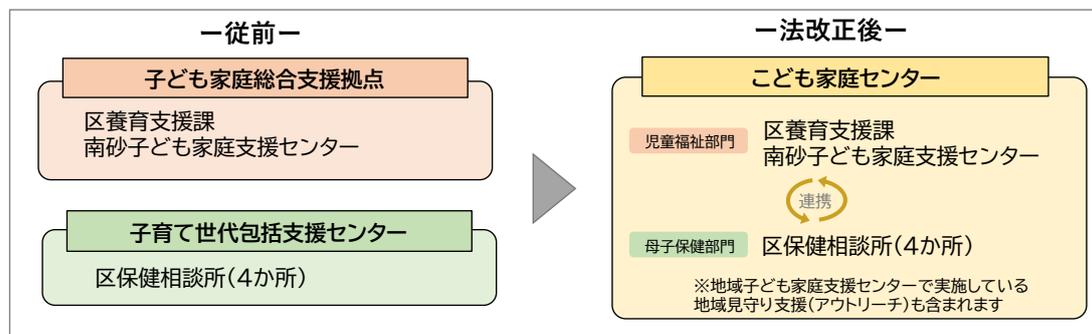
昭和22年	児童福祉法の成立	
昭和40年	母子保健法の成立	
平成12年	児童虐待の防止等に関する法律の成立(児童虐待防止法)	こども・家庭を取り巻く問題が複雑・多様化し、児童虐待が増加したことから、それらの問題が深刻化する前に発見し、早期に対応を図り、地域における見守り・支援を目指して施行されました。
平成16年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	都道府県及び指定都市以外の自治体においても個別に政令指定を受けることで児童相談所の設置が可能になりました。
平成19年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	平成16年の児童福祉法改正を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策が強化されました
平成20年	児童福祉法の改正	子育て支援事業の制度化や要保護児童に対する養護の充実などが謳われました。
平成23年	児童福祉法・民法の改正	親権の停止制度の新設、法人又は複数の未成年後見人の選任の許容、親権者等のいない里親委託中又は一時保護中のこどもに係る児童相談所長の親権代行が規定されました。また、児童相談所長・施設長・里親等の権限と親権との関係が明確化されました。
平成28年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	児童虐待について発生予防から自立支援まで切れ目のない支援を図るため、法の理念の明確化、子育て世代包括支援センターの法制化、児童相談所の体制強化、里親委託の推進などが盛り込まれました。また、この度の改正により特別区においても児童相談所の設置が可能になりました。
平成29年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令を行うことが出来る場合の拡大が規定されました。
令和 元年		児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置が講じられました。
令和 4年	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するためこども基本法が成立しました。
令和 4年	児童福祉法の改正	全ての妊産婦・子育て世代・こどもの包括的な相談支援体制の強化、一時保護所の環境改善、児童養護施設等に入所した児童等への自立支援強化、こどもの意見・意向表明や権利擁護の環境整備等について法改正がされました。

II 児童福祉関連行政の現状と課題

1 江東区こども家庭センター・子ども家庭支援センターの概要

[こども家庭センター]

- ・区養育支援課と南砂子ども家庭支援センターを合わせ、令和2年4月に子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、こどもと家庭に関する総合的な相談、実情の把握、調査、訪問等のソーシャルワーク業務を担っています。主に虐待ハイリスクから中程度虐待を対応しています。
- ・支援サービスとして、こどもショートステイ事業や養育支援訪問事業、子育てスタート支援事業、児童家庭支援士訪問事業を実施しています。
- ・南砂子ども家庭支援センターは社会福祉法人が指定管理者として運営しています。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへ包括的な支援を提供するため、児童福祉を担当する子ども家庭総合支援拠点と母子保健を担当する子育て世代包括支援センターを一体化した「こども家庭センター」の設置が努力義務とされており、本区では令和7年度の設置を予定しています。
- ・こども家庭センターには、児童福祉および母子保健の双方の業務に精通し、実務面でマネジメントする「統括支援員」を配置します。さらに「センター長」を配置し、組織全体の一元的な管理を行い適切な指揮命令を行うことで、児童福祉部門と母子保健部門の連携を強化します。



[子ども家庭支援センター]

- ・本区では、子育てひろば、子育てに関する相談や情報提供、リフレッシュひととき保育、地域の見守り支援（アウトリーチ型支援）など、身近な地域の子育て支援拠点として、8か所の子ども家庭支援センターを設置しています。
- ・全8か所とも社会福祉法人が指定管理者として運営しています。

4 東京都児童相談所の課題

- ・ 職員の確保が困難、かつ経験年数の浅い職員が多い
- ・ 面前DV通告や泣き声通告などの増加（泣き声通告は令和5年から区で対応）
- ・ 一時保護所の恒常的な定員超過、職員増員に伴う施設の狭隘化

※出典：東京都 令和元年度 第1回児童相談体制等検討会をもとに改編

- ・ 一時保護所に関して「子どもの管理に重点が置かれている」との第三者委員の意見あり。国の一時保護ガイドラインや子ども家庭局長通知も踏まえ、8項目で改善案を提示。

※出典：東京都 一時保護所支援改善検討会報告書

5 東京都児童相談所と区こども家庭センター・子ども家庭支援センターが関係する課題

都児相からみた区こども家庭センター・子ども家庭支援センターとの連携の課題

- ・ 調査や保護者対応が不十分な段階で、児相に送致や一時保護の依頼がなされる場合がある
- ・ 対応困難な保護者に消極的な場合がある
- ・ リーダーの入れ替わりで組織対応が左右される場合がある

区こども家庭センター・子ども家庭支援センターからみた都児相との連携の課題

- ・ 区市町村の現場の肌感覚や危機感が児相に伝わらない場合がある
- ・ 援助方針、一時保護・施設入所や退所等の判断基準が不明確な場合がある
- ・ 一時保護からの復帰や入所措置解除に関する区市町村への情報提供が不足・遅延する恐れがある

※出典：東京都 令和元年度 第1回児童相談体制等検討会

都児相と区こども家庭センター・子ども家庭支援センターの双方の課題

- ・ 通告窓口を都と区がそれぞれ持つため、相談窓口が分かりづらい
- ・ 児童相談所に対応することが適当なケースの相談が区にあったり、逆に区で対応することが適当なケースの相談が児童相談所にあることがある
- ・ 虐待重症度に応じて対応機関が切替わることになり、その引継ぎで時間的ロスが生じる

6 児童相談所設置の展望・メリット

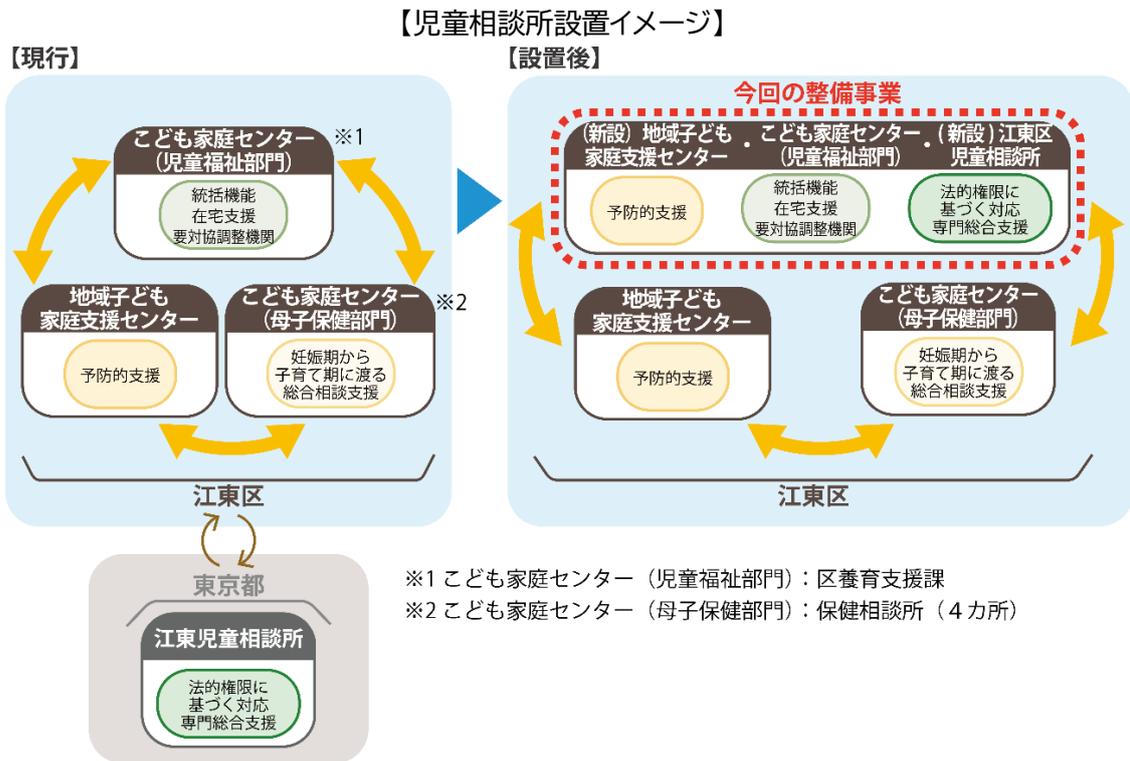
- ・平成 28 年 6 月には児童福祉法が改正され、児童相談所の体制や専門性、権限の強化を図るとともに、複雑・困難なケースに対しきめ細かく対応するため児童相談所設置自治体が拡大され、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。
- ・区が児童相談所を設置する場合、虐待予防の取り組みから一時保護などの法的措置の権限までを区が持つことになり、全ての相談に区が主体となって対応することになります。そのため、迅速かつ機動性をもって対応できるとともに、一貫性をもった支援ができるようになります。
- ・更に、基礎自治体である区の強みを生かし、保育・保健・福祉・教育部門などの関連する部署と連携し、早期発見、早期対応、一時保護、家庭再統合、その後の支援まで、成長段階や対象家庭に応じたきめ細かく、充実した支援サービスを提供することが可能となります。



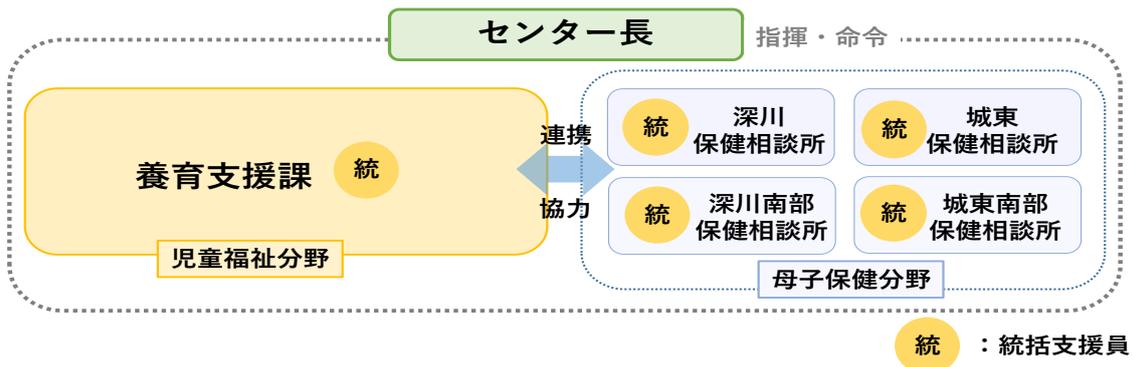
【虐待の重症度等と対応内容及び各機関の関係イメージ】

Ⅲ 児童相談所開設の基本な考え方

- ・児童福祉関連行政の課題と解決の方向性から、児童福祉法の理念に基づき、こどもの最善の利益を確保すべく、区として児童相談所を設置します。
- ・これにより、今まで都が担ってきた児童相談所と、区が担ってきたこども家庭センターや子ども家庭支援センターを区が一元的に担うことができます。
- ・区の新たな児童相談所の開設を機に、各施設の持つ機能を相互補完的に最大限に活かしながら、緊密な連携が取れる組織として、虐待の未然防止から再発の防止、そして次の世代における虐待の予防まで幅広い相談や支援に対応できる児童相談体制を構築する必要があります。
- ・そのため、区が児童相談所を整備するにあたっては、こども家庭センターと子ども家庭支援センターの機能をひとつの建物に集約し、それぞれの強みを活かした複合施設を整備します。



【こども家庭センター体制イメージ】



基本方針（本区が目指す児童相談体制）

先に策定した江東区児童相談所基本構想にて掲げた本区を目指す児童相談体制の実現に向けて、次のとおり方向性を示し、着実に取り組んでいきます。

方針1

こどもの最善の利益のため、様々な関係機関が強固に連携し、地域全体でこどもを守り、子育て家庭が支えられる環境

【取組】児童相談体制の役割分担と連携強化

取組の方向性：虐待リスクに応じた重層的な支援体制の構築

- 児童相談所は親子の分離を想定するようなケースを担当し、こども家庭センターは在宅での支援ケースを担当することを基本的な役割分担としますが、ケースの状況に応じて双方が共同で対応する「のりしろ支援」を行います。
- 児童相談所とこども家庭センター（養育支援課）の職員が日常的な情報共有と協働を行いやすくするために、両方の機関を同じ建物内に設置します。

取組の方向性：子ども家庭支援センターの機能を最大限に生かした体制づくり

- 子ども家庭支援センターは児童相談所とは別組織とし、これまでと同様に身近な子育て支援拠点として活用します。また、全センターでアウトリーチ支援を行うことで、これまで以上に虐待予防機能を強化し、児童相談所、こども家庭センター（養育支援課）、子ども家庭支援センターが役割分担を果たしながら重層的な支援体制を強化します。
- 養育支援課と南砂子ども家庭支援センターの業務範囲、役割分担のあり方は引き続き検討します。

取組の方向性：組織間連携の更なる強化

- 児童相談所とこども家庭センター（養育支援課）が同じ事務室内に配置されることで、日常的に合同のケース検討、職員間のコミュニケーションを図ることで認識のギャップ解消を図ります。
- 区の様々な機関と江東区児童相談所が連携して対応するとともに、NPOや専門機関等の外部の機関とも積極的に連携し、家族再統合、パーマネンシー保障、自立支援、心理ケアなど、虐待の未然防止から再発防止まで一貫した支援を提供します。
- 就学相談や教育相談については、一義的には教育センターにおいて担当しますが、教育と児童相談所の連携の仕方については引き続き検討していきます。

方針2

安心して子どもを産み、いつでも子育て支援を受けることができる環境

【取組】切れ目のない一貫した支援体制の構築

取組の方向性： 児童福祉と母子保健の一体的支援

- 現在の取り組みは引き続き行っていきます。
- 「こども家庭センター」の設置に際して、児童福祉と母子保健の双方の業務に精通した統括支援員をこども家庭センターを構成する養育支援課と各保健相談所に配置することで、両者の連携体制をこれまで以上に強固にしていきます。

取組の方向性： 「こども家庭センター」の設置に向けた組織の再編

- 区では令和7年4月に既存の養育支援課、南砂子ども家庭支援センター、各保健相談所の機能を統合したこども家庭センターを設置しますが、物理的に一か所に統合するのではなく、現在でも行っているように、既存の各機関が緊密に連携を図ることで国が求めるこども家庭センターの機能を果たしていきます。
- 養育支援課と各保健相談所に統括支援員を配置するほか、情報共有の仕組みを見直し、これまで以上に連携を強化していきます。また、国が求めるサポートプランを養育支援課、保健相談所の双方で手交することで、具体的な支援内容を明示できるようにしていきます。

方針3

安心して気軽に相談でき、どこに相談しても対応される環境

【取組】あらゆる相談に迅速かつ適切に対応できる体制の構築

取組の方向性： 安心して相談できる環境の整備

- 子ども家庭支援センターは、児童相談所とは別の組織として区民が身近なところで安心して相談できる施設として維持していきます。また、児童相談所の建物内に新たな子ども家庭支援センターを設置することで、1か所で子育て不安から虐待相談まで幅広い相談に対応できる総合相談窓口機能を備えた施設としていきます。

取組の方向性： 通告窓口の一元化

- 虐待通告の窓口を一元化し、専門の職員が対応していきます。
- 一元的に受けた虐待通告を適切な機関につなげるための具体的な仕組みや、関係機関との情報連携の仕組みについては、引き続き検討していきます。

取組の方向性：専門性の高い相談支援の実施

- 虐待を受けたこどものトラウマに対して適切な治療を施すことが、こどもの心の回復に非常に重要です。また、虐待に至ってしまった親に対するケアの提供が虐待の再発防止につながることから、児童相談所において心理療法を提供します。その他の分野の相談機能については引き続き検討します。

方針4 こども一人一人が尊重される社会

【取組】こどもの権利擁護

取組の方向性：こどもの権利保障

- 江東区においても（仮称）江東区こどもの権利に関する条例を令和7年度から施行できるよう、現在条例の策定作業を進めています。
- 支援方針の決定におけるこども本人や家族の参加のあり方については、引き続き検討していきます。

取組の方向性：こどもの意見表明権の尊重

- 一時保護所の運営において、こどもたちの意見を聞く「こども会議」の実施や、民間の団体とも連携したアドボケイトの導入などについて、引き続き検討していきます。

2 関係機関との連携

- ・児童相談所にはこども家庭センター、子ども家庭支援センターを併設し、合同受理会議の実施等により緊密な連携を図ります。
- ・基礎自治体の強みを活かし、こどもと家庭が抱える課題の解決に向けて、保育・保健・福祉・教育部門などの関連部署や区内の関係機関と、よりスムーズな連携及び的確で迅速な対応を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会の設置主体は区であるため、児童虐待防止ネットワークをより機能的に運営し、関係機関との連携のもとに、こどもや家庭を援助するための状況把握や情報共有を効率的・効果的に行います。
- ・心理（トラウマ）治療や障害児等専門的ケアを必要とする児童について医療機関と連携し、こども一人一人を適切な支援につなぎます。

3 東京都児童相談所との連携

児童相談所の開設及び運営には都との連携も不可欠であり、こどもの安全・安心にとって、最適な方策を都と検討していきます。

4 児童相談所が行う業務

児童相談所の主な業務は次のとおりです。

（1）相談業務

相談の種類は子どもの福祉に関する各般の問題にわたりますが、主に次のように分類されます。

① 養護相談	養育困難や虐待に関する相談
② 障害相談	身体や精神の発達状況に関する相談
③ 非行相談	万引きや自転車盗、家出等に関する相談
④ 育成相談	しつけ、不登校等に関する相談
⑤ 保健相談	低出生体重児や小児疾患等に関する相談

（2）援助業務

① 措置によらない指導

ア 助言指導

1～数回の助言や指示、情報提供等の方法により問題が解決すると考えられる場合の指導

イ 継続指導

児童相談所への通所又は必要に応じた訪問等により継続的に行うカウンセリング等

② 措置による指導

ア 児童福祉司指導

専門的な知識、技術を要する事例に対し、家庭訪問又は通所等により継続的に行う指導

イ 児童委員指導

家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決する事例に対し、家庭訪問又は通所等により行う指導

ウ 市町村指導

こどもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして継続的な支援が適当な事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、家庭訪問又は通所により行う指導

エ 児童家庭支援センター指導

児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、家庭訪問又は通所等により行う指導

オ 知的障害者福祉司指導・社会福祉主事指導

問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う指導

カ 障害者等相談支援事業を行う者による指導

障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対し、家庭訪問又は通所等により行う指導

キ 里親等への委託

養育里親、養子縁組里親、親族里親に委託して行う指導

ク ファミリーホーム事業

養育者に委託し養育者の住宅を利用して行う指導

ケ 児童福祉施設等への措置

施設等へ入所させ行う指導

コ 児童自立生活援助事業

義務教育終了後、社会的自立が困難な対象者に、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立を促進する事業

(3) 一時保護

一時保護は主に次のような場合行います。

① 緊急保護

ア 棄児、迷子、家出をした子ども等に適当な保護者や宿所がないために保護す

る必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりそのこどもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ こどもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしもしくはそのおそれがある場合

エ 触法少年と思われるため警察から通告又は送致のあったこどもを保護する場合

② 行動観察

援助方針を定めるために、一時保護による行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

③ 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又はこどもの生活、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

IV 児童相談所の体制

1 江東区児童相談対応件数の現状

区こども家庭センター(児童福祉部門) 相談対応件数(新規件数)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5年度
虐待相談	612	684	786	996	756
養護(養育困難)相談	137	135	168	194	185
その他	472	356	402	427	692
合 計	1,221	1,175	1,356	1,617	1,633

東京都江東児童相談所 相談対応件数(江東区分)(新規件数)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
虐待相談	778	933	1,031	966
養護(養育困難)相談	147	161	159	146
保健相談	0	2	1	0
障害相談	195	179	251	283
非行相談	69	42	46	59
育成相談	60	102	96	115
その他	80	81	87	94
合 計	1,329	1,500	1,671	1,663

※出典：令和2年度～令和5年度東京都江東児童相談所の概要

2 児童相談所 相談体制／職員数

児童福祉法及び児童相談所運営指針による職員数は次のとおりです。

(1) 規模 B級

江東区令和2年国勢調査人口 52.4万人

(2) 組織構成の標準

- ① 総務部門
- ② 相談・措置部門
- ③ 判定・指導部門
- ④ 一時保護部門

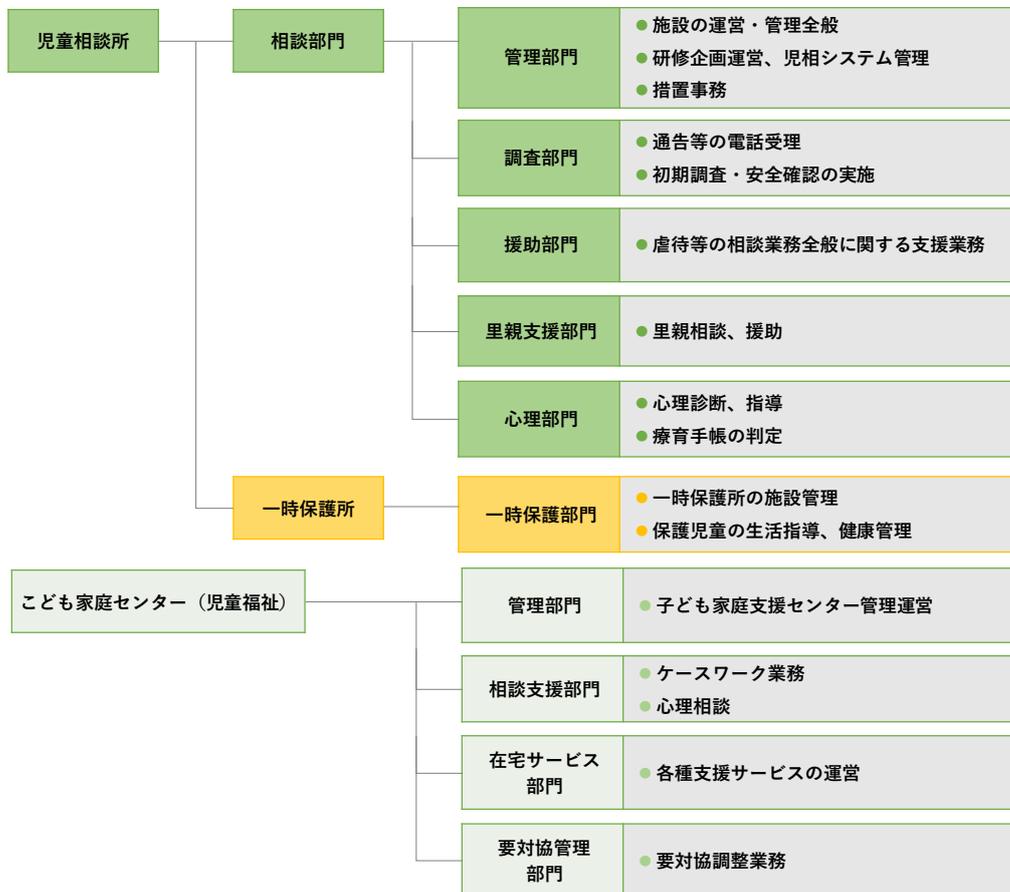
※その他：地区別構成（地区チーム制等）

相談種類別構成（養護チーム、障害チーム、非行チーム、育成チーム等）

児童虐待専従チーム等（養護チーム内）

下記は一般的な児童相談所及びこども家庭センター（児童福祉部門）の体制を示しています。本区のこれまで実施してきた児童相談体制も考慮し、最適な組織体制を検討します。

組織イメージ



(3) 規模別職員構成の標準

- ① 所長及び各部門の長
- ② 児童福祉司
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー
- ④ 相談員
- ⑤ 医師（精神科医又は小児科医（いずれも嘱託可））
- ⑥ 保健師
- ⑦ 児童心理司
- ⑧ 児童心理司スーパーバイザー
- ⑨ 心理療法担当職員
- ⑩ 弁護士（準ずる措置も可）
- ⑪ その他必要とする職員

(4) 主な職員配置の検討

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童相談所運営指針等の基準に準じた体制を確保します。

【算定の基礎となる数値】

- ・児童相談所の児童福祉司の人員配置数を検討するにあたっては、自治体人口による算出の他に、設置自治体の児童虐待相談対応件数によっては加配することとなります。
- ・江東区が児童相談所を開設する時点の児童虐待相談対応件数を、これまでの実績から江東区児童相談所が 1,000 件、こども家庭センターが 1,700 件と想定しました。

江東区の人口

	R4.1.1現在	→	R11.1.1現在(推計)
区の人口	525,952	→	553,851

※人口推計は判明しているなかで直近の令和 11 年度のものを使用

江東区児童相談所 児童虐待相談対応件数の想定(新規件数)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	→	R11年度(想定)
こども家庭センター (児童福祉部門) 児童虐待相談対応件数	1,221	1,175	1,356	1,617	1,633	→	1,700
東京都江東児童相談所 児童虐待相談対応件数 (江東区分)	782	931	1,031	966	—	→	江東区児童相談所 1,000
重複分(逆送致)	△101	△213	△248	△376	—	→	
合計	1,902	1,893	2,139	2,207	—	→	2,700

※重複分：こども家庭センター（児童福祉部門）の虐待相談対応件数のうち、江東児相からこども家庭センター（児童福祉部門）で対応するものとして送致（逆送致という）された件数

児童福祉司の職員配置数

	人数	計算式
人口算出分	19	人口 553,851 人 ÷ 30,000 人
児童虐待相談対応件数に応じた加算分	12	(児童虐待相談対応件数 1,000 件 - 人口 553,851 人 × 0.1%) ÷ 40
里親養育支援分	1	—
合計	32	—

※算出基準上では、人口は直近の国政調査人口を、児童虐待相談対応件数は直近のものを用いて算出するが、職員採用計画を鑑み、現時点ではそれぞれ開設時の推計値及び想定値で算出。

江東区児童相談所の職員配置数

施設	職名等	配置基準	配置数	合計
児童相談所	所長	1人	1	100人程度
	児童福祉司(SV)	児童福祉司5人につき1人	32	
	児童福祉司(一般)	人口3万人に1人以上 虐待相談対応件数に応じて加配		
	児童心理司(SV)	明文規定なし	16	
	児童心理司(一般)	児童福祉司2人につき1人		
	医師(精神科)	1人以上	1	
	保健師	1人以上	1以上	
	弁護士	常時相談できる体制	1以上	
	事務	明文規定なし	12	
	その他	小児科医(1)、人材育成専門員(1)、警察OB(2)、児童相談業務事務員(3)、養育家庭専門員(1)、虐待対応協力員(3)、事務補助(6)など	+ α	

※現時点での想定人数です。今後法改正や虐待件数の推移、組織体制の検討等に変更する可能性があります。

こども家庭センター(児童福祉部門)の職員配置数

施設	職名等	配置基準	配置数	合計
こども家庭センター (児童福祉部門)	センター長	1人	1	50人 程度
	こども家庭支援員	大規模型	30	
	虐待対応専門員	大規模型 上乗せ配置算定による		
	心理担当支援員		15	
	事務		5	
	その他		+α	

こども家庭センターに配置する職員数は、「こども家庭センターガイドライン」で定められています。これらを参考に、こども家庭支援員及び虐待対応専門員は計30名、心理担当支援員は15名の配置を想定しています。なお、基準では、本区は「大規模型」となり、こども家庭センターでの心理アセスメントやこども・保護者への心理的ケアなど、一人一人に寄り添う有効な支援の拡充を視野に入れた体制作りを目指します。

3 一時保護所 定員

一時保護所の定員は、東京都江東児童相談所の実績をもとに算出しました。

$$\text{江東区の保護人数 (近年最大値)} \times \text{都の平均保護日数 (令和4年度 41.5日)} \div 365 \text{日}$$

$$131 \text{人} \times 41.5 \text{日} \div 365 \text{日} = 14.9 \text{人} \approx 15 \text{人}$$

一時保護所の定員は1日平均保護児童数の2倍程度を見込むことが必要であることから

$$15 \text{人} \times 2 \text{倍} = 30 \text{人}$$

を一時保護所の定員として想定する。

定員			
学齢男子	学齢女子	幼児	合計
12人	12人	6人	30人

※他自治体の状況等から幼児の比率は全体の20%程度と想定

4 一時保護所 職員数

令和6年4月にこども家庭庁より「一時保護施設の整備及び運営に関する基準」が示されました。そのうち職員配置に関わる内容は以下のとおりです。

(1) 職員構成

- ① 児童指導員、保育士
- ② 看護師
- ③ 嘱託医
- ④ 心理療法担当職員
- ⑤ 個別対応職員（定員10人超の場合）
- ⑥ 学習指導員（学習指導を委託しない場合）
- ⑦ 栄養士（定員40人超の場合）
- ⑧ 調理員（調理業務を委託しない場合）

(2) 児童指導員及び保育士

	2歳未満幼児	2歳以上 3歳未満幼児	3歳以上幼児
児童指導員及び 保育士の総数	1.6人に1人以上	2人に1人以上	3人に1人以上

(3) 心理療法担当職員

	児童
心理療法担当職員の数	10人に1人以上

(4) 夜間の職員配置

- ① 夜間、職員2人以上配置（ユニットを整備していない場合）
- ② 1ユニットごとに職員1人以上配置。ただし、夜間に配置される職員全体の数は2人を下ることはできない
- ③ 一時保護所において児童相談所の開庁時間以外の時間における通告に係る対応を行う場合は、上記職員とは別に、当該対応に必要な職員を置くよう努める

江東区一時保護所の職員配置数

施設	職名等	配置基準	配置数	合計
一時保護所 (定員:30人)	指導教育担当職員	一時保護施設の設備及び運営に関する基準	36	50人 程度
	児童指導員・保育士			
	心理療法担当職員	一時保護施設の設備及び運営に関する基準	3	
	看護師	一時保護施設の設備及び運営に関する基準	1以上	
	事務	明文規定なし	4	
	その他	学習支援員(3)、個別対応職員、 夜間補助員 など	+ α	

※現時点での想定人数です。今後法改正や虐待件数の推移、組織体制の検討等で変更する可能性があります。

5 職員の確保と育成計画

児童相談所とこども家庭センターは、児童相談体制を支える両輪であり、児童相談行政を的確に担い得る知識と技術を確実に習得した職員体制の整備に向けて、計画的に職員を確保・育成する必要があります。児童相談所開設時期に想定される児童虐待相談対応件数を踏まえ、法令等で求められる配置基準等に基づき、必要な人員を配置できるよう計画的に確保・育成を行っていきます。

(1) 職員の確保

- ・児童相談所長は、あらゆる場面で適切な判断を求められるため、現場経験を積み、児童相談所業務に精通した人材が必要です。
- ・児童福祉司・児童心理司は、専門的な知識・技術を有している必要があります。児童相談所等の経験者採用も含め、新規採用を計画的に進めます。また、児童福祉司については、これまで子ども家庭総合支援拠点で虐待対応を担ってきた養育支援課の虐待対策ワーカーの登用や、全庁的に児童相談業務に情熱をもち適性がある職員の発掘も行っています。
- ・医師や弁護士については、医師会や医療機関、弁護士会への相談、協力弁護士制度の活用による確保を図っていきます。
- ・一時保護所の児童指導員や保育士は、既存職員（主に保育園や児童館など）や新規採用により確保します。

(2) 職員の育成

- ・児童相談所業務は高い専門性が求められていることから、東京都や近隣自治体、児童相談所設置済みの特別区への派遣を引き続き実施し、開設までに、経験者採用職員も含め、

児童相談所勤務経験者の割合を増やすよう努めます。

- ・ 社会的養護に関する知識習得のため児童相談所以外の児童養護施設等への派遣も検討していきます。
- ・ 児童心理司の技能修得のため児童心理治療施設等専門機関への派遣も検討します。
- ・ 特別区職員研修所や東京都における専門研修をはじめ、日本こども虐待防止学会への参加や、子どもの虹情報研修センター等が開催する専門研修等を活用しながら、区独自の人材育成計画を策定し、計画的なスキルアップを図ります。
- ・ 令和3年度より実施している庁内の職員を対象とした勉強会を継続し、児童相談行政へ関心のある職員のすそ野を広げます。
- ・ 児童相談所とこども家庭センター間の異動だけでなく、基礎自治体である区の強みを生かし、保育・保健・福祉・教育部門などの関連部署とのジョブローテーションや、他自治体との人事交流などを検討し、職員の専門性と資質の向上を図ります。その際は、継続的・安定的な組織運営とするため、人事のあり方等について引き続き検討していきます。

6 児童相談所を設置する市が処理する業務

児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項及び同法施行令第 45 条の 3 により、児童相談所設置市が行うべき事務が以下のとおり定められています。今後、本区における、児童相談所設置市事務の実施体制や運用についても検討していきます。

児童相談所設置市事務			
項	事務	内容	根拠
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また知事の諮問に応え、関係機関に意見を具申する。	法第8条、法第9条
2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当であるものを里親として認定する。	法第6条の4、法第11条など
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	法第17条、第18条の2
4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付、給付事務を委託する病院(指定療育機関)の指定を行う。	法第20条など
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	法第19条の2など
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	法第24条の2など
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	法第34条の4～法第34条の6
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	法第35条、第58条など
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	法第59条、第59条の2
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第34条の4～法第34条の6
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第34条の3、法第34条の5など
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法第34条の12、法第34条の14
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	法第33条の18、障害者総合支援法第76条の3

14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可等、規定事由の事象が発生した際の民間あっせん機関からの報告、民間あっせん機関への指導及び助言等を行う。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第6条、同法第32条、同法第38条～第40条など
----	----------------------------	--	---

国の通知等により児童相談所が処理する事務		
項	事務	内容
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児、及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成については、児童相談所も行うことができる。
16	療育手帳に係る判定業務	療育手帳制度の申請を受けた福祉事務所は、児童相談所又は知的障害者更生相談所を経由して都道府県知事等に進達する。児童相談所又は知的障害者更生相談所は、交付対象者について判定を行い、判定結果を記入の上、都道府県知事等に進達する。

V 施設整備の方針

1 開設年度（予定）

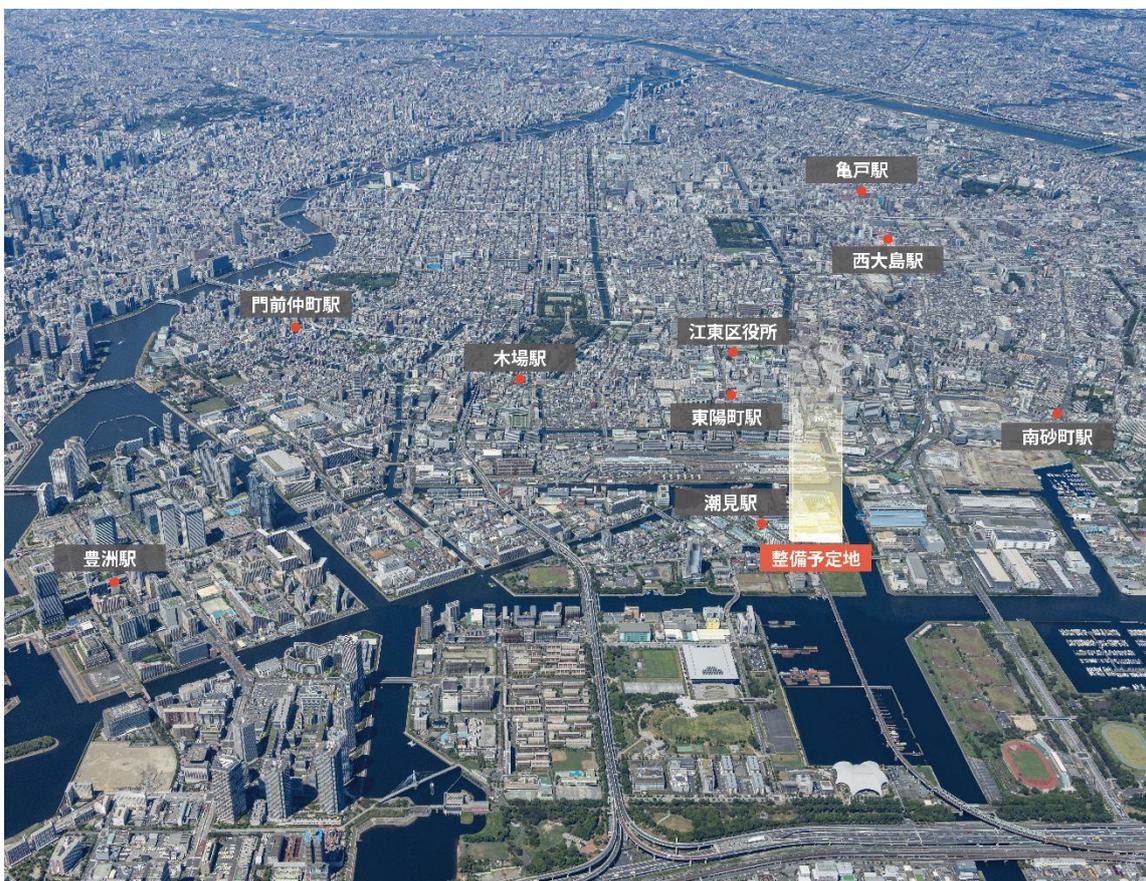
令和12年度

※ただし、令和9年度時点において、開設準備状況（人材確保状況等）を総合的に判断し、開設年度の最終判断を行う。

2 整備予定地

(1) 整備予定地

江東区潮見2丁目8-8



区全景航空写真

(2) 周辺図



(3) 敷地の現況



整備予定地航空写真

3 施設整備の方針

(1) 施設整備に関するコンセプト

施設整備に関する基本コンセプトと、9つの施設整備方針を定めます。
今後、建物を計画する上では、施設整備方針に沿った計画を行います。

■基本コンセプト

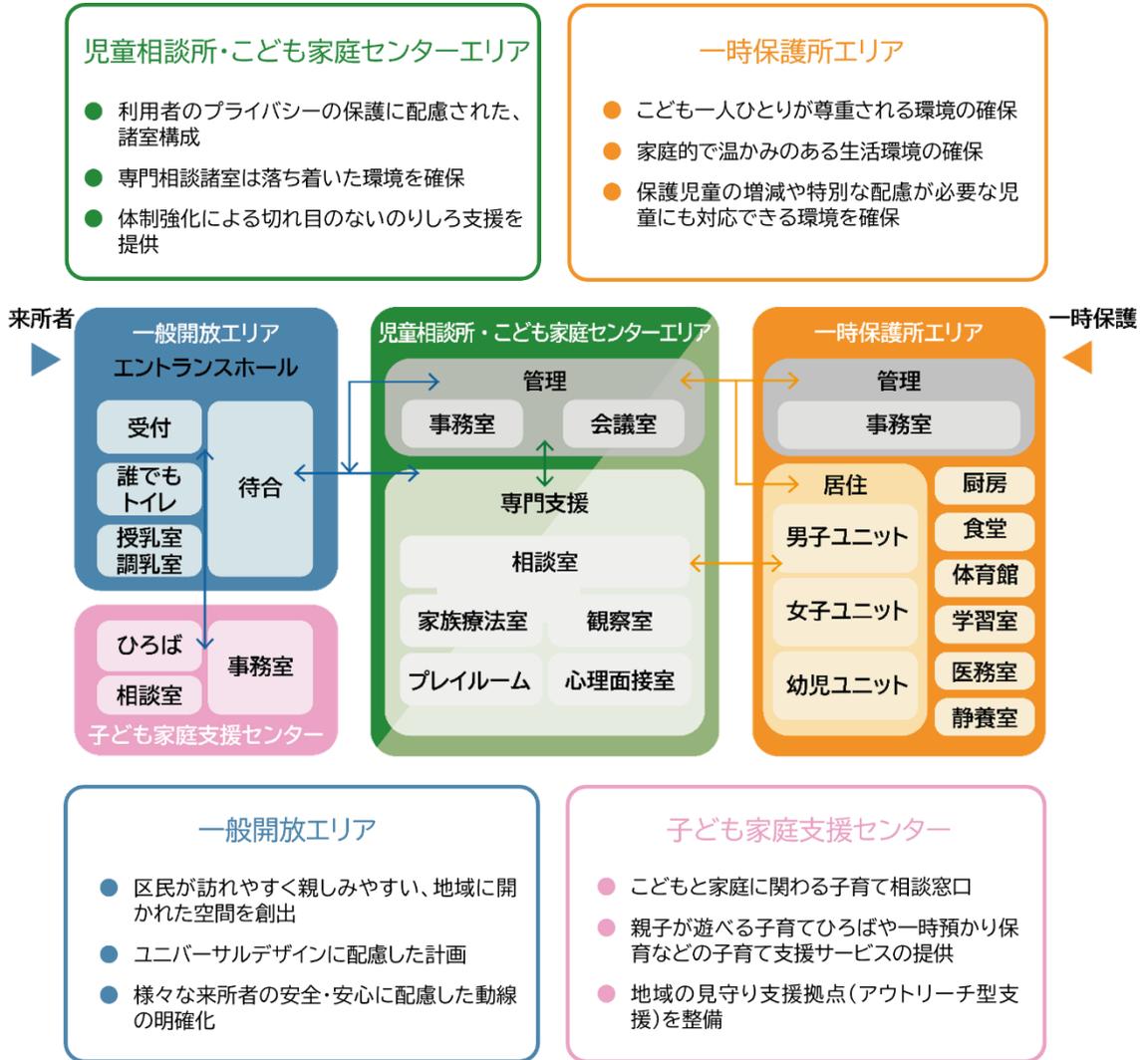
こどもの最善の利益を優先した明るく温かみのある空間の創出

■施設整備方針

1 安全で安心な施設	落ち着いた相談環境や生活環境を整え、こども、養育者、職員等の安全・安心に配慮した施設
2 プライバシーの確保	こどもと養育者のプライバシーが守られた施設
3 こどもの権利保障	こども自身の意見を反映させる仕組みを整え、年齢や特性に応じた支援が受けられる施設
4 専門性の確保	児童相談所が有する高い専門性を発揮できる施設
5 重層的な支援体制	併設施設や関係機関と連携し、保護者やこどもの多様なニーズの受け皿となる施設
6 柔軟性のある施設	状況の変化に柔軟に対応できる機能的な施設
7 魅力的な職場環境	職員のモチベーションの維持・向上につながる魅力的で働きやすい施設
8 環境への配慮	地球温暖化に配慮しZEB化を目指した施設
9 災害対策	災害時の施設機能の維持に加え、必要な支援活動ができる施設

(2) 各エリアの構成

施設は、主に児童相談所・こども家庭センターエリアと一時保護所エリア及び子ども家庭支援センターにて構成され、それぞれ以下の特性を踏まえ整備します。

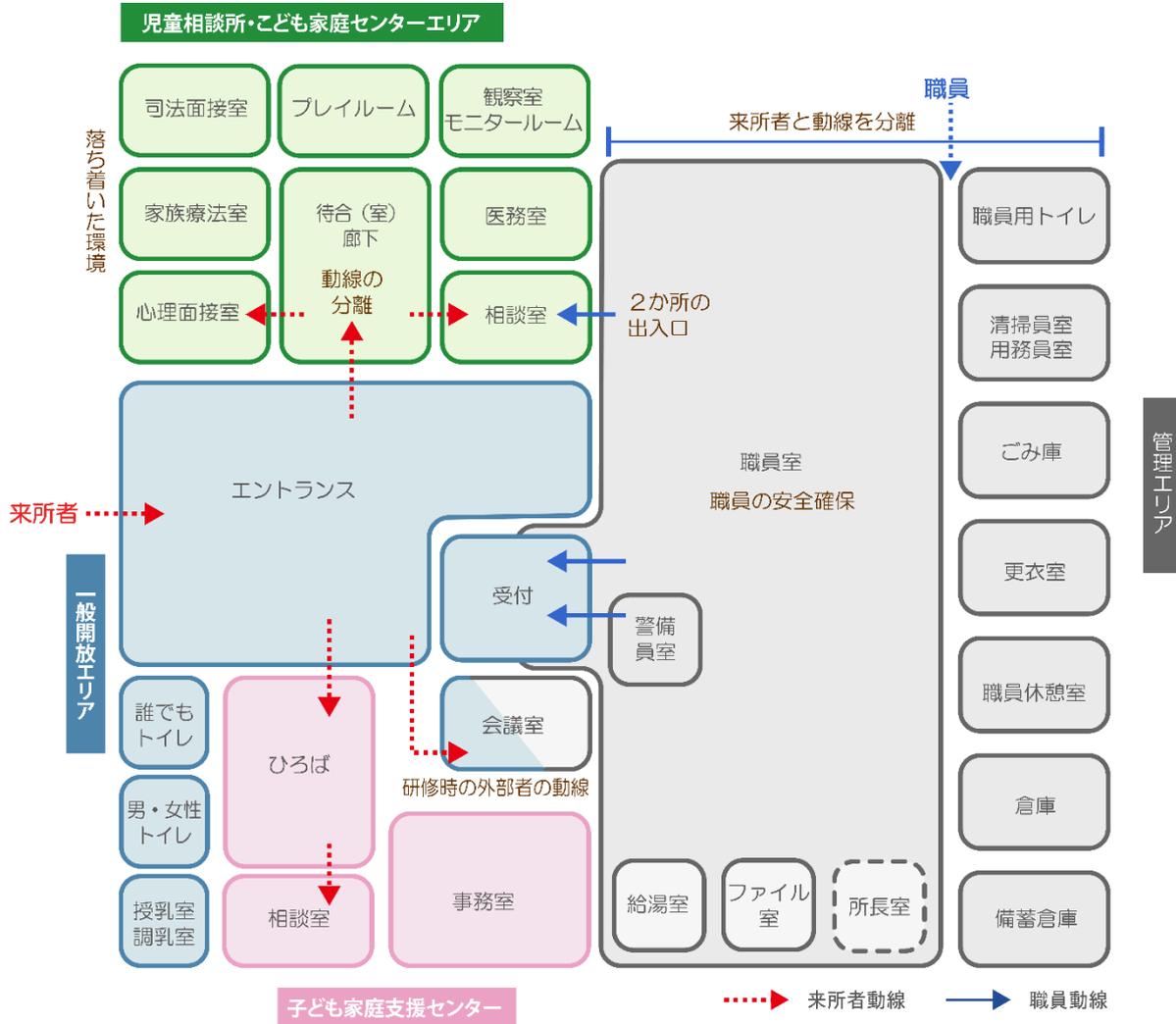


4 機能／部門ごとの概要・考え方

(1) 児童相談所・子ども家庭センターエリア・一般開放エリア

諸室構成
<ul style="list-style-type: none">① 養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談など専門相談を行う諸室を整備します。(相談室・医務室など)② 受け付けた相談について、こどもとその家族などの調査、心理診断、医学診断を行う諸室を整備します。 (心理面接室・司法面接室・観察室・モニタールーム・プレイルームなど)③ 親子関係の修復や養育指導・援助を行う専門諸室を整備します。 (家族療法室・モニタールームなど)
動線・諸室構成の考え方
<ul style="list-style-type: none">① 来所者のプライバシー保護に配慮し、来所者同士の見合いに配慮した待合スペースや選択可能な複数の動線を確保します。② 様々な相談者が訪れる児童相談所は、職員の安全確保に配慮が必要であるため、出入口を2か所設けた相談室や緊急時の通報設備、カメラを設置し観察可能な相談室を適宜整備します。③ 第三者の立ち会う面接に利用する相談室は、相談者が不安にならないようエントランスに近く分かりやすい位置に配置します。
施設環境・設えの考え方
<ul style="list-style-type: none">① 区民が訪れやすくするために誰でも利用可能な空間を整備します。② 児童福祉行政の情報発信や児童虐待防止の啓発を行うことができる環境を整備します。③ 様々な障害のある方が安心して来所できるようバリアフリーに配慮します。④ 相談内容が他の来所者に聞こえないように、相談室や検査室の防音性能を確保することで、相談者のプライバシーを保護します。⑤ 心理面接室や司法面接室は、利用者が心を落ち着かせ安心して面接・検査が受けられるように、窓を設けるなど閉塞感やストレスがかからないように配慮します。⑥ 職員の安全・安心を確保するため、相談者との距離を保つことができる広さを確保した相談室や心理面接室を適宜整備します。

■ 児童相談所・こども家庭センターエリア、一般開放エリア、管理エリアの関係図



(2) 一時保護所エリア

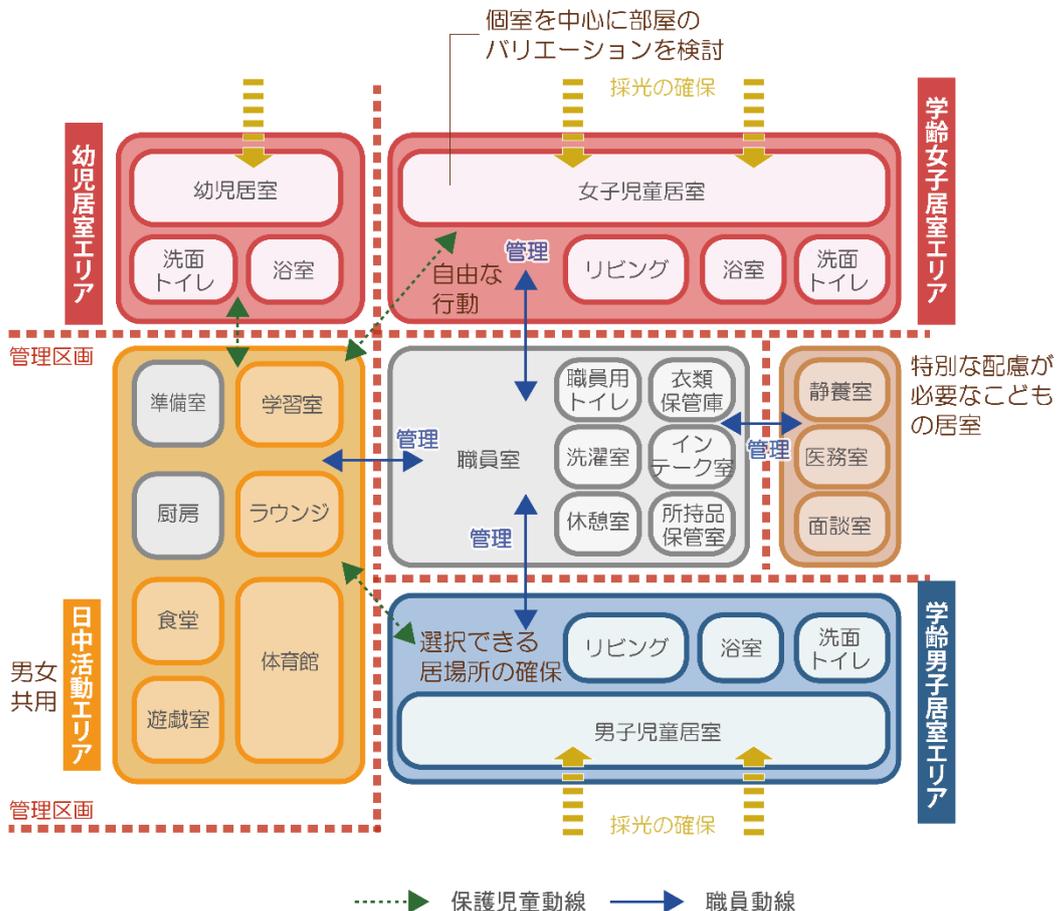
全体共通
<ul style="list-style-type: none">① 家庭的な快適な環境の中で束縛感を与えず、こどもができるだけ自由に活動できるような環境の下、こどもが楽しく落ち着いた生活ができるように施設を整備します。② 保護するこどもは年齢や保護を要する背景、あるいは発達障害など様々であることから、一人ひとりのこどもの状況に応じた援助の確保に配慮し、こどもが安心・安全感を持てる生活環境を整備します。③ 保護児童のプライバシーを保護するため、一時保護所エリアの立ち入りは関係者に限定します。特に職員以外の委託業者の立ち入るエリアは管理区画を設けます。④ 様々な障害のあるこどもが安心して過ごせるようバリアフリーに配慮します。⑤ 職員がこどもを見守りやすいように、保護所内の死角をできる限り少なくします。⑥ こどもの自傷行為につながらないように施設・設備の仕様に配慮します。⑦ 一時保護エリアは事故防止と安全確保に配慮し低階層に配置します。
動線・諸室配置の考え方
<ul style="list-style-type: none">① 一時保護所エリアは、こどもが利用する「居室エリア」と「日中活動エリア」、職員が利用する「管理エリア」に分けて管理します。② 日中活動エリアは居室エリアと離れた位置に配置し、メリハリのついた生活環境を整備します。③ プライバシーに配慮した保護児童受け入れ用の動線を確保します。④ 無断外出などを考慮し、職員の見守りを補うカメラや警報設備を設置するなど安全確保の設備設置を検討します。
居室エリア
<ul style="list-style-type: none">① 保護児童が安心して安全に生活することができる保護居室を整備します。② 保護児童のプライバシーの保護や個性に応じた生活環境を確保するため、保護居室は個室（一人部屋）を中心に整備します。③ きょうだいや一人が不安なこどもの保護を考慮した二人部屋、緊急保護や定員を超える保護児童の受け入れ、異性きょうだいに対応する居室など、整備する保護居室のバリエーションを検討します。また、男女居室を可変にするなど入所状況に柔軟に対応できる設備を備えます。④ 保護児童の安心と安全を確保するため、男子・女子・幼児の別に加え、LGBTQへの対応や集団に馴染めないなど特別な配慮が必要なこどもを保護することができるよう、生活エリアを分離した静養室を整備します。

- ⑤ 保護児童の生活に必要なリビング、風呂、トイレ等を整備します。
- ⑥ 一緒に生活する他の保護児童と馴染めずストレスを抱えるこどもに配慮し、こどもの居場所の選択性に配慮した生活環境を整備します。

日中活動エリア

- ① 保護児童が日課以外の時間や休日を過ごすラウンジを整備します。
- ② レクリエーションに利用するラウンジなどで構成される日中活動エリアは男女共用の利用を想定し、職員の目が届きやすい安全な環境を整備します。
- ③ 保護児童は幼児も含め食堂で食事を取ります。
- ④ 保護児童の学習機会を確保するための学習室、教材の保管など学習指導員が利用する準備室を整備します。
- ⑤ 保護児童が適度に体を動かすことができる広さの体育館を整備します。また、屋外環境に触れる機会を確保するため屋外運動スペースの整備を検討します。

■ 一時保護所エリアの関係図



(3) 管理エリア

児童相談所・こども家庭センター 管理エリア

- ① 将来の職員の配置基準の変更など職員の増員に対応できる十分な広さを確保します。
- ② 多くの関係機関や職員間の密な連携・情報共有が求められる児童相談所の職員室は、様々な ICT 機器を活用し、効率的で協働を促す多様な働き方ができるように環境を整備します。
- ③ 職員の働くモチベーションの維持・満足度向上につながるアメニティに配慮した魅力ある職場環境を整備します。
- ④ 倉庫・文書保管庫・職員休憩室などについては特に十分な広さを確保します。

一時保護所 管理エリア

- ① こどもの安全確保のための見守り、行動観察がしやすいように、特に夜間の職員体制に配慮した職員室・諸室の配置を検討します。
- ② インテークに対応する一時保護職員の動線が長くないように、インテーク室は一時保護エリア内に整備します。
- ③ 行動観察や生活指導、短期間の心理療法、カウンセリングのための環境を整備します。
- ④ 保護児童が保護者と面会する安全に配慮した面談室の整備を検討します。
- ⑤ 保護児童の意見表明に使用する面談室は、こどもが安心して利用できるように、一時保護エリア外に整備します。
- ⑥ 保護児童の衣類など生活用品を保管する倉庫を一時保護職員が使いやすい位置に整備します。

(4) 全般

災害対策	
<p>① 江東区は大規模地震に伴う災害時に、広域的な避難を要する地域が多く設定されています。また、荒川の洪水氾濫、豪雨による浸水、台風に伴う高潮の浸水被害により避難を要する地域を多く抱える地域です。</p> <p>② 一方、一時保護するこどものプライバシー保護の観点から、地域の避難所への避難が難しい場合があります。</p> <p>また、児童相談所は、支援を必要とするこどもの把握や関係機関との連携を行うなど多様な業務に当たる必要があります。</p> <p>そのため、児童相談所と一時保護所は、災害時の施設機能維持に加え、児相としての機能を発揮した支援活動ができる施設を整備することが求められます。</p>	
環境配慮	
<p>地球温暖化への対策のため掲げられた『ゼロカーボンシティ江東区実現プラン』に示された次の主な取り組みの採用を検討します。</p>	
採用を検討する主な取り組み	
Z E B 化の推進	建物外壁や窓の断熱性能の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた ZEB 化を推進します。
緑化の推進	敷地内と屋上の緑化に努め、ヒートアイランド現象の緩和や CO2 吸収源の確保につなげます。
都市型水害への対策	集中豪雨による下水道負担を低減し、都市型水害を抑制するため、透水性舗装や雨水流出抑制施設、雨水貯留浸透機能を有するグリーンインフラを活用します。 電気設備等の高層階設置を検討します。
区有施設における再生可能エネルギー設備設置の推進	太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置を検討します。
区有施設における省エネ化の推進	窓等の断熱性能の向上や照明の LED 化等、エネルギー消費量の削減を図ります。
江東区公共建築物等における木材利用推進	「木のまち江東区」らしい木材利用の促進に取り組み、CO2 の吸収源となる森林を育成するため、木材利用を図り、森林の整備・保全につなげます。

室名や想定面積、室数は現時点での想定であり、
今後変更となる場合があります。

5 必要諸室

(1) 必要諸室と概要

① 児童相談所・こども家庭センターエリア 共用

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
受付窓口	26	1	
待合(室)	210	3	<ul style="list-style-type: none"> ・複数組の来所者が待機できるようにする ・相談室や各種面接室などからの距離や導線に配慮 ・来所者同士のプライバシーの保護に配慮
誰でもトイレ	18	3	・ジェンダーフリーを考慮した誰もが使えるトイレ
多目的トイレ	30	3	・オストメイト流しを備えた車いす対応の多機能トイレ
男性トイレ	18	1	・来所者用
女性トイレ	18	1	・来所者用
授乳室・調乳室	20	1	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ替えや授乳のためのスペース ・ベビーベッド、椅子、テーブル、流し台を設置
小計	340		

② 児童相談所・こども家庭センターエリア（専門相談）

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
相談室	153	9	<ul style="list-style-type: none"> ・来所者との面談・相談を実施 ・4～6名程度で利用可(7室) ・10名程度で利用可(2室) ・職員の安全確保に配慮した設備(防犯ブザー・2方向出入口等)を設置
心理面接室	99	6	<ul style="list-style-type: none"> ・心理面接、検査等を実施 ・4～6名程度で利用可(5室) ・10名程度で利用可(1室) ・多様な検査の実施に対応
司法面接室	10	1	<ul style="list-style-type: none"> ・司法面接を実施 ・カメラ(全景・手元)を設置
観察室	15	1	<ul style="list-style-type: none"> ・司法面接室に隣接し司法面接を観察
モニタールーム	15	1	<ul style="list-style-type: none"> ・司法面接室のモニタールーム ・レコーダー等を整備
プレイルーム1	27	1	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの行動観察を行うための遊びスペース
プレイルーム2	27	1	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの遊戯面接を行うためのスペース
観察室	15	1	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイルームに隣接し、プレイルームの行動観察を行う
医務室	15	1	<ul style="list-style-type: none"> ・愛の手帳判定のための医師用スペース
家族療法室	27	1	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係を修復するため親子が生活を共にする ・居間、キッチン、トイレ、洗面等を設置
小計	403		

③ 一時保護所エリア（保護居室）

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
児童居室(幼児)	89	1	・保護児童(幼児)の居室 ・トイレ、洗面、浴室を設置
児童居室	282	24	・個室 ・ベッド、学習机等を設置 ・保護児童の一時的な急増や男女のアンバランスに対応できるよう工夫
浴室	56	8	・保護児童用の浴室 ・家庭と同じ個別の浴室を整備 ・ユニットバスと脱衣室を各4か所/男女
洗面・洗濯コーナー	28	2	・保護児童の衣類を洗濯 ・洗濯機、乾燥機を設置し、作業スペースを確保
男子トイレ	10	4	・保護児童用のトイレ ・家庭と同じ個室のトイレを整備
女子トイレ	10	4	・保護児童用のトイレ ・家庭と同じ個室のトイレを整備
リビング	80	2	・保護児童が日課の時間外に自由時間を過ごす場所
小計	555		

④ 一時保護所エリア（日中活動）

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
学習室	96	1	・保護児童の学習スペース ・大部屋は移動間仕切り壁で2分割できるなど工夫 ・その他に個別に対応できるスペースを2部屋 (パーティション仕切りも含む)想定
食堂	80	1	・保護児童の食事スペース ・男女兼用のスペース、幼児を含めることを想定
ラウンジ	150	1	・保護児童が日中を過ごすスペース ・ソファやテーブルを設置し、書籍等を配架
幼児遊戯室	24	1	・幼児が日中に遊ぶスペース ・保育所の遊戯室の面積基準に倣う広さを確保
体育館	300	1	・保護児童が運動をするスペース ・男女兼用のスペースとし、バトミントンコート1面(バスケットコート半面)程度の広さを確保
男子トイレ	18	1	
女子トイレ	18	1	
所庭		1	・屋外の運動スペースの設置を検討
小計	686		

⑤ 一時保護所エリア（管理諸室）

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
職員室	72	1	・一時保護所職員の執務室
会議室	15	1	・職員の打ち合わせやイベント時の作業スペースとして利用
医務室(保健室)	14	1	・保護児童の投薬管理、体調不良時の対応
インテーク室	12	1	・保護児童のインテークを行う ・洗面、トイレ、シャワーを設置
職員用男性トイレ	10	1	
職員用女性トイレ	10	1	
静養室	84	6	・集団生活に馴染めない保護児童や感染症対応用の居室 ・男女別に整備 ・深夜入所の児童の居室を兼用する ・ベッド、洗面、トイレ、シャワーを設置
面談室	26	2	・保護児童の面談を行う
準備室	20	1	・学習指導員の控室 ・学習用教材類の保管室を兼ねる
休憩室	30	2	・一時保護所職員の簡易休憩室 ・男女別に整備
更衣室	25	2	・職員用 ・男女別に整備
児童所持品保管室	12	1	・保護児童の所持品を保管
衣類倉庫	48	1	・保護児童用の衣服類を保管
洗濯室	23	1	・洗濯機、乾燥機を設置
作業室	12	1	・洗濯物やリネン類の整理作業を行う
厨房	90	1	・保護児童及び付き添う児童指導員の食事を一日3食提供 ・調理員の休憩室・トイレを含む
倉庫	12	1	・季節のイベントに使う資機材等を保管
小計	515		

⑥ 管理エリア

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
所長室	20	1	・児童相談所長の執務室
職員室	900	1	・児童相談所、こども家庭センター職員の執務室
会議室(大)	180	1	・援助方針会議や各種職員の会議のほか、関係機関・地域との会議や研修会の開催を想定 ・仕切りで区切ったの使用も可能
会議室(小)	96	4	・12人程度で使用可 ・職員室からも出入が可能となるよう想定
Web 会議室	24	1	
ファイル室	43	1	・ケースファイルや行政保管文書等を保管
倉庫(事務)	39	1	
倉庫(備品)	18	1	
職員休憩室	150	1	・休憩スペースを含む職員休養スペースは十分な広さを確保したうえで、心身の疲れを癒すしつらえを工夫
職員休憩室(男性)	9	1	・仮眠等のとれる職員用の休憩室
職員休憩室(女性)	9	1	・仮眠等のとれる職員用の休憩室
給湯室	15	1	
更衣室	124	2	・児童相談所、こども家庭センター職員用の更衣室 ・男女別に設置
職員用男性トイレ	20	1	
職員用女性トイレ	20	1	
警備員室	11	1	・警備員の更衣、休憩等の控室を兼ねる
清掃員室	14	1	・清掃員の更衣、休憩等の控室
用務員室	14	1	・用務員の更衣、休憩等の控室
備蓄倉庫	30	1	・災害備蓄品を備蓄
サーバー室	10	1	
ごみ庫	11	1	・施設から出るゴミを分別集積する
機械室諸室	100	1	
小計	1,857		

⑦ 子ども家庭支援センター

室名	想定面積 (㎡)	室数	概要
ひろば	320	1	
事務室	70	1	
相談室	20	2	
小計	410		

(2) 諸室面積集計表

部 門	面積(m ²)	備 考
児相(共用)	340	
児相(専門相談)	403	
一保(保護居室)	555	
一保(日中活動)	686	
一保(管理諸室)	515	
管理	1,857	
子ども家庭支援センター	410	
小 計	4,766	
共用スペース	2,347	階段・EV・廊下等 全体面積の33%を見込む
合 計	7,113	

部 門	面積(m ²)
児童相談所	743 m ²
一時保護所	1,756 m ²
管理	1,857 m ²
子ども家庭支援センター	410 m ²
共用スペース	2,347 m ²
合 計	7,113 m ²

6 規模算定

(1) 建設予定地

江東区潮見2丁目8-8

敷地面積：7,445.61 m²の一部 (※1)

{	建築可能な延床面積	22,366.83 m ²	(7,445.61 m ² × 300% (容積率))
	建築可能な建築面積	4,473.36 m ²	(7,445.61 m ² × 60% (建ぺい率))

(2) 想定される建物規模 (※2)

建築面積 約 3,000 m²

延床面積 約 7,500 m²

規 模 3～4階建

※1：敷地面積については、必要な面積を確保したうえで、一部を他の公共用途として活用することも検討します。

※2：建物規模については、今後の検討状況等により変更となる場合があります。

7 法令条件

(1) 法令条件一覧表

項目	内容
所在地	江東区潮見2丁目8-8
緯度経度	緯度 北緯 36° 00' 00" 経度 東経 139° 45' 00"
敷地面積	7,445.61 m ²
用途地域	準工業地域
特別用途地	該当なし
高層住居誘導地区	該当なし
高度地区	第三種高度地区
高度利用地区	該当なし
指定建ぺい率	60%
指定容積率	300%
防火地域の指定	準防火地域
新たな防火規制区域	該当なし
地区計画	該当なし
景観計画地区	臨海景観基本軸
海岸保全区域 港湾隣接地域	該当なし
東京都駐車場条例	周辺地区
高さ制限	道路斜線 勾配 1.5 適用距離 25m 隣地斜線 勾配 2.5 立上り 31m 北側斜線 勾配 1.25 立上り 10m(範囲 20m 以内) 勾配 0.6 立上り 15m(範囲 20m 超)
日影規制	規制時間 5時間 - 3時間 測定面4m
埋蔵文化財包蔵地	照会不要地域
道路	西側 42条1項1号 42条1項5号 一般区道 幅員約 14.8m
主要用途	区分 児童福祉施設等 (児童相談所・一時保護所・未定)
工事種別	新築

(2) その他主な関係条例等

条例・要綱等	備考
建築基準法	
東京都建築安全条例	用途:児童福祉施設等
消防法	
火災予防条例	
水道法	
下水道法	
都市計画法	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)	
東京都福祉のまちづくり条例	建築物 10.福祉施設 特定都市施設
東京における自然の保護と回復に関する条例	緑化計画書制度の適用
江東区みどりの条例	
エネルギー使用の合理化等に関する条例	
江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	
建築物環境計画書制度	
自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	
土壌汚染対策法	
環境確保条例	
児童相談所運営指針	
一時保護ガイドライン	
一時保護施設の設備・運営に関する基準	
潮見地区まちづくり方針	

8 敷地の利用条件

(1) 駐車場計画

① 基本的な考え方

来所者の児童相談所へのアクセスは原則、公共交通機関を利用するものとし、しかし、区内の公共交通機関の利便性や様々な個別事情を抱えた来所者の利用を考慮し、障害者用駐車場を含め来所者用の駐車場を整備します。また、職員の家庭訪問や一時保護が必要になった際のこどもの移送、保護されているこどもの学校への送迎等を考慮し、庁有車用の駐車場及び、委託業者用の駐車場を整備します。

② 法令条件

東京都駐車場条例

駐車場整備地区等	該当せず
周辺地区	該当
対象建築物	特定用途部分の床面積 2,000 m ² 超の場合 特定用途に該当する床面積×1/300 台

(2) 駐輪場計画

① 基本的な考え方

本区の地域特性もあり、来所者や職員の移動手段として多くの自転車利用が想定されます。また、子育て世代の利用も多く見込まれることから、1台当たりの駐輪スペースの幅を極力広く確保するなど、十分な駐輪場スペースを整備します。

② 法令条件

自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例

対象区域 江東区全域

対象建築物 該当せず

(3) 緑地計画

① 適用条例

江東区みどりの条例

② 基本的な考え方

条例に定める必要緑化面積を確保します。

9 必要経費（施設整備費・経常経費）

〔施設整備費〕

（1）概算工事費の考え方

過去に東京都区内で発注された児童相談所工事に関する予定価格を分析し、本件の工事費（想定）の目安としました。概算工事費は以下の通りです。

概算工事費（構造・階数未定(地下なしを想定)）	
延床面積	7,500 m ² 程度
想定工事費	約 60 億円(税抜)

概算工事費には電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む

他自治体分析（RC造又はS造 地上3～6階(地下なし)）

延床面積 2,000～5,500 m²程度

平均平米単価 750,000 円/m²(税抜)

※2018年から2022年の間に発注された児童相談所工事予定価格の2024年時点までの建築コスト上昇率を反映した換算値より算定。

（2）変動要因・注意事項

- ① 今後の景気動向による物価上昇や、建設就業者数の減少に伴う建設費の上昇に関して、十分留意する必要がある。
- ② 敷地地盤の状況により、基礎工事にかかる費用が大きく影響を受けるため、今後の基本設計において、敷地内の地盤調査（ボーリング調査等）を行う必要がある。
- ③ 道路整備工事費、既存建築物等の解体工事費等は含んでいない。

（3）国庫補助等

国による、児童相談所、一時保護所の整備に係る補助等は以下のとおりです。

	施設整備費
児童相談所	○一般財源(平成18年度～) ※平成30年度から、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が施設整備事業償の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられることとなった。
一時保護所	○国庫補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金)

なお、平成 29 年度の中核市市長会の調査によると、上記の国庫補助は、実際の事業費ではなく、一時保護所の入所定員をベースとした算定方法であるため、実際の整備費に対し 1 割程度にとどまっているといった分析がされています。

【経常経費】

(1) 経常経費算出の考え方

他自治体の実績を参考に、児童相談所および一時保護所を運営するために必要な経費（人件費含む）を試算しました、概算の経費は以下の通りです。

概算経常経費(運営費)
歳出：約 35 億円
歳入：約 10 億円

(2) 国庫補助等

- 児童相談所の運営費については、一般財源化されていますが、一部の補助職員（嘱託員）については、経費の一部について国庫補助があります。
- 一時保護所については、運営するための事務費と一時保護等した児童の生活等に必要な事業費がそれぞれ財源措置されているほか、児童の対応等を行うための補助職員に関し、補助対象とされています。

	運営費	補助職員(嘱託員)経費
児童相談所	○一般財源 (昭和 60 年度～) ※地方交付税算定において、30 年度は標準団体ベースで前年度から職員 1 名分が増員	○国庫補助金(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) ・非常勤医師/非常勤弁護士/安全確認を行う者/研修専任コーディネーター
一時保護所	○国庫負担金 (児童入所施設措置費等国庫負担金)	○国庫補助金(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) ・学習指導協力員/障害等援助協力員/トラブル対応協力員/一時保護委託付添協力員 ほか

令和 2 年施行の児童福祉法改正において、施行後 5 年間を目途に、中核市等が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとしていることから、国の動向を注視するとともに、特別区長会等を通じて、より抜本的な支援策の検討を国に要望している状況にあります。

VI 施設整備スケジュール

1 開設までのスケジュール

開設に向けた施設整備スケジュール（想定）は次のとおりです。

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想	基本計画	業者選定	基本設計・実施設計		建設工事		
						開設準備	開設

※基本構想・基本計画の策定を踏まえ設計業務について公募型プロポーザル方式により設計業者を選定します。

※設計・施工の契約方法については検討中です。

※既存施設の解体工事を含む工事を実施します。